

# 重 要

平成20年10月24日

会員各位

JU静岡オートオークション  
流通委員会

## 会員規約 一部変更・追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、11月4日（火）オークション開催分より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 規約追加事項

#### 第4章 車両・出品落札 第5条 車両の搬出

10. 外部応札システム（ネット）での落札車両の搬出は、特にJU静岡が認めた場合を除き、入金後の搬出とする。（JU静岡組合員を除く。）

#### 規約変更事項

#### 第5章 取引 第3条 落札店遵守事項

4. 衛星ライブ会員の準会員（当会場未入会でオークネットライブAA落札のみ会員）については、与信額を300万円までとする。

システム上、300万円を超えて落札された場合は、入金確認がとれた後車両を搬出できる。

与信額申請用紙を提出し、流通委員会の裁定により、与信額の上限変更をすることができる。

→→→JUリアル会員、オークネットリアル会員については、与信額を300万円までとする。

与信額申請用紙を提出し、流通委員会の裁定により、与信額の上限変更をすることができる。